

## 大鹿村で暮らされる方へ（大鹿村からのお願い）

### 1. 住居を構える場合について

- ① 自治会へ加入していただくとともに、自治会及び村の行事等への積極的な参加をお願いします。

『自治会及び村の行事等』とは

- ・ 地域のお祭り
- ・ 村内一斉に行う、環境美化活動・防災訓練・道路の草刈り作業等
- ・ 村民運動会等の公民館行事 など

- ② 村では、上水道の給水区域を設定していますので、建築される場合は役場産業建設課へご確認ください。また、やむを得ず未給水区域に建築され、近くの沢等から水を引く場合、地域に水利権設定の有無を確認していただくとともに、設定されている場合は地域の同意を得てください。

- ③ 雑排水については、自治会長等と協議し、排水場所等を確認のうえ放流してください。また、農業用水路へ排水する場合は井水組合の同意を得てください。

### 2. その他

- ① 冠婚葬祭等地域の慣習への協力をお願いします。

- ② 冬季における地域内道路の除雪への協力をお願いします。

- ③ 消防団活動への協力をお願いします。

- ④ 大鹿村内の既存自治会区域外に住居を構える場合、一部行政サービス（村営水道・CATV等）が受けられない場合があります。事前に役場住民税務課へご確認ください。

## 自治会からのお願い

### 自治会加入について

- ・自治会活動は、地域内全戸の協力により成り立っています。また近年、高齢者世帯が増加傾向にあり、地域内での支え合いが今まで以上に重要となっています。つきましては、大鹿村に住居を構えられる場合は、自治会に加入いただき、地域活動への積極的参加をお願いします。

### 自治会の組織について

- ・自治会は地域住民で組織され、自治会長他の役員が主となり自治会を運営します。（村内に27自治会あります。）
- ・自治会長他の役員選出につきましては、自治会によって違います。
- ・自治会の中に、組や班等を設けている場合があります、設けている場合は組長或いは班長がまとめ役となります。組長等の選出方法は上記役員選出と同様で、自治会により違います。

### 自治会運営について

- ・自治会運営や公民館行事等の経費として、年会費をいただくこととなります。金額、徴収方法は、自治会により異なります。
- ・各種行事への参加や自治会内の作業等は、地域の人皆が協力し、行っています。参加要請等あった場合は、積極的にご参加ください。

#### 【各種行事】

（自治会行事）

- ・新年会、お花見会、どんど焼、総会、役員会 等

（分館対抗による公民館行事）

- ・村民運動会、野球大会、マレットゴルフ大会、ソフトボール大会 等

#### 【各種作業】

- ・自治会内の道づくり（側溝清掃・草刈り等）（自治会作業）
- ・自治会内の環境整備（遊休農地の草刈り・花等の植栽等）（自治会作業）
- ・交通安全協議会（村内在住で運転免許証を持つ人全員が会員）による、自治会内の生活道路の草刈り
- ・全村一斉の、環境美化活動及び防災訓練

\*上記の自治会行事や作業等は、地域により異なります。詳細は関係する自治会にご確認ください。